

# 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律

(平成一七年八月一〇日法律第九二号)(衆)

## 一、提案理由(平成一七年七月二六日・衆議院本会議)

金田英行君 ただいま議題となりました各法律案のうち、まず、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る十九日財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものであり、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づく緊急調整地域の指定等に関して、経過措置等を講ずるものであります。

具体的には、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の失効の際に効力を有している緊急調整地域の指定及び当該地域についての酒類小売業免許の付与の制限等に係る規定について、平成十八年八月三十一日までの間、なおその効力を有することとするとともに、公正取引委員会への措置請求等に係る規定についても、同日までの間、なおその効力を有することとしております。

また、政府は、おおむね一年を目途に、青少年の健全な育成の重要性及び酒類に係る公正取引の確保等の観点から、酒類の販売業免許の制度及びこれに関連する制度のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

## 二、参議院財政金融委員長報告(平成一七年八月三日)

浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域の指定等に係る規定について、平成十八年八月三十一日までの間、なおその効力を有することとする等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長金田英行君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。